

資 料 編

主な個別計画一覧

名寄市総合計画策定審議会等の主な審議経過

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定について諮問・答申

名寄市総合計画審議会委員名簿

アンケートなどによる市民要望

名寄市総合計画審議会条例・施行規則

用語解説

資料編

主な個別計画一覧

総合計画 基本目標	個別計画の名称	策定年度	計画期間	策定に関する 法令条例等	計画の目的等
基本目標 I	第2次名寄市男女共同参画推進計画	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度) ～ 平成34年度 (2022年度)	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 名寄市男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の実現のために意識の改革、あらゆる分野への男女共同参画の促進、働きやすい環境づくり、健康づくりと福祉の充実などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り男女共同参画を推進していくことを目的とする。
	北・北海道中央圏域*定住自立圏共生ビジョン	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度) ～ 平成33年度 (2021年度)	定住自立圏構想推進要綱	北・北海道中央圏域定住自立圏(2市9町2村)を形成し、将来像や協定に基づき、医療や福祉、観光振興など広域連携して推進する具体的な取組内容を示したものの。
	名寄市公共施設等総合管理計画	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度) ～ 平成47年度 (2035年度)		厳しい財政状況が続く中、人口減少、高齢化社会を迎えており、全ての公共施設等を維持・更新していくことは困難な状況になっていることから、本市においても中長期的な視点から、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的とする。
	名寄市過疎地域自立促進市町村計画	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	過疎地域自立促進特別措置法	人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が進んでいない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の解消及び美しく風格ある国土の形成に貢献することを目的とする。
	名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年度 (2015年度)	平成27年度 (2015年度) ～ 平成34年度 (2022年度)	まち・ひと・しごと創生法	人口減少の抑制のため、国の取組とも連動し、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生するため、特に取り組むべき施策を示したものの。
	第2次名寄市行財政改革推進計画	平成29年度 (2017年度)	平成29年度 (2017年度) ～ 平成38年度 (2026年度)		次世代に継承できる持続可能な市政運営を実現するために、本市における課題を長期的な視点でとらえ、限られた資源のもとで、効率的かつ質の高い安定した行政運営を持続することを目的とする。

資料編

基本目標Ⅱ	名寄市健康増進計画 「健康なよる21 (第2次)」	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度) ～ 平成34年度 (2022年度)	健康増進法	全ての市民が生涯を通じて安心して、健やかに暮らせるよう、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命 [*] の延伸と健康格差の縮小を目指すことを目的とする。
	名寄市生きるを支える自殺対策計画	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度) ～ 平成34年度 (2022年度)	自殺対策基本法	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、市民一人ひとりが「いのち」を大切に、ともに支えあうための基本方針を定め、自殺対策を総合的に推進することを目的とする。
	名寄市新型インフルエンザ等対策 行動計画	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) ～	新型インフルエンザ等 対策特別措置法	市民生活の安心安全を守るため、新型インフルエンザ等対策における基本的方針や役割などを定め、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を推進することを目的とする。
	新名寄市病院事業改革プラン	平成28年度 (2016年度)	平成28年度 (2016年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	新公立病院改革ガイドライン	ガイドラインに沿って、地域医療構想を踏まえた病院が果たす役割の明確化、経営の効率化に向けた収支計画の作成、再編・ネットワーク化への対応、経営形態の見直しに関する方針を示し、健全な事業運営を目的とする。
	名寄市子ども・子育て支援事業計画	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度) ～ 平成31年度 (2019年度)	子ども・子育て支援法	こども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばしながら、健やかな育ちを等しく保障するため、幼児教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保など、子育て支援に関する施策の基本的方向を示し、住民をはじめ、幼児教育・保育施設、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	第3次名寄市障がい者福祉計画	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度) ～ 平成39年度 (2027年度)	障害者基本法	障がいや障がい者に対する理解の促進、ライフステージに応じた施策の推進、住みよいまちづくりの推進を図るため総合的・計画的に施策や事業を推進することを目的とする。
	第2期名寄市地域福祉計画	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017) ～ 平成33年度 (2021年度)	社会福祉法	総合計画に即して福祉分野の個別計画の共通理念や地域福祉を推進するための基本方針及び施策(福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、住民参加の促進など)を総合的に推進することを目的とする。
	名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	老人福祉法 介護保険法	高齢者の社会参加の促進、高齢者等が必要とする保健医療福祉サービスの提供体制の確保、支え合う地域社会づくりの推進、介護サービス等の質の確保など高齢者施策の基本目標及び基本的方針を定め、目標実現のため各種施策の展開を図り、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
	第5期名寄市障がい福祉実施計画	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度) ～ 平成32年度 (2020年度)	障害者総合支援法	名寄市障がい者福祉計画に基づき障がい福祉サービスの提供方針や提供体制を計画的に整備・推進することを目的とする。

資料編

基本 目 標 Ⅱ	第2期名寄市保 健事業実施計画 (<u>データヘルス計 画</u> ※)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 35 年度 (2023 年度)	国民健康保険法	被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しターゲットを絞った保健事業の展開を行い、生活習慣病の発症や重症化予防のためにPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を進めることを目的とする。
基本 目 標 Ⅲ	名寄市地球温暖 化防止実行計画	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)	地球温暖化防止対策 の推進に関する法律	名寄市自ら温室効果ガスの排出抑制に取り組むことで、市民及び事業者の意識の高揚を図り、自主的かつ積極的な取組を促すことを目的とする。
	一般廃棄物処理 広域化基本計画 (<u>ごみ処理基本 計画</u>) (生活排水処理 基本計画)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度)	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	ごみの排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保のため、長期的視野に立ったごみ処理の基本計画を広域市町村で策定し、その計画的な推進を図る。
	名寄消防署消防 自動車等の整備 計画	平成 27 年 (2015 年度)	平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	消防力の整備指針 (平成 12 年消防庁告 示第 1 号)	住民の生命、身体及び財産を守るために消防力の充実強化を図り、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することを目的とする。
	名寄市地域防災 計画	平成 18 年度 (2006 年度)	-	災害対策基本法 名寄市防災会議条例	災害対策基本法の規定に基づき、名寄市防災会議が作成する計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策を実施するに当たって必要な事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。
	名寄市交通安全 計画	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2020 年度)	交通安全対策基本法	人命尊重を基本に名寄市の陸上における交通安全対策の総合的・長期的施策の大綱を定め、施策の総合的・計画的な推進を目的とする。
	名寄市空家等対 策計画	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2020 年度)	空家等対策の推進に 関する特別措置法	所有者などへの空家等の利活用の促進、適正管理を促す啓発活動、情報提供や助言をする相談窓口の体制整備等、空家等対策の推進を目的とする。
	名寄市住宅マ ス タープラン※(第2 次)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度)	住生活基本法	住宅政策の目標、基本的な方向性や具体的な展開方法などを示し、住宅施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	名寄市公営住宅 等長寿命化計画※ (平成 29 年改定 版)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	住生活基本法 公営住宅法	既存ストックを効率的・効果的に長期活用するため、予防保全的観点から団地・住棟ごとの実施方針を定め、計画期間内の適切な事業手法の選定や事業スケジュール等を定めることを目的とする。
	第2次名寄市耐 震改修促進計画 ※	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 32 年度 (2020 年度)	建築物の耐震改修の 促進に関する法律	住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震の倒壊被害から市民の生命・財産を守り、地震に強く安全なまちづくりを目指すことを目的とする。
名寄市都市計画 マスタープラン※	平成 18～19 年度(2006～ 2007 年度)	平成 19 年度 (2007 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	都市計画法	将来の都市のあるべき姿やまちづくりの方向性を、「まちの将来像」として明示することで、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことを目的とする。	

資料編

基本 目 標 Ⅲ	名寄市立地適正 化計画※	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 52 年 (2040 年度)	都市再生特別措置法	居住機能や都市機能の誘導する区域を設定して、その誘導策を定め緩やかに誘導する事によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進する事で、持続可能なまちづくりを実現する事を目的とする。
	名寄市公園施設 長寿命化計画	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	都市緑地法	都市公園の安全・安心な遊び場や憩いの場を確保していくため、今後、老朽化していく既存施設に対し適切な維持管理をしながら延命させ、計画的な改築・更新を進めることを目的とする。
	名寄市水道事業 経営戦略※	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)		水道事業が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。
	名寄市上水道事 業第2期拡張計 画	平成 7 年度 (1995 年度)	平成 7 年度 (1995 年度) ～ 平成 40 年度 (2028 年度)	水道法	水道未整備地区への送水管新設等の整備を行うことにより、水道未利用者への水道水の供給を行う。
	名寄市公共下水 道事業基本計画	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	下水道法	下水道の整備により市街地における公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とする。
	名寄市下水道事 業経営戦略※	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)		下水道が将来にわたってサービスの提供を安定的に継続していくため、経営の効率化及び健全化を目指した中長期的な経営計画。
	名寄市生活排水 処理基本計画 (個別排水処理 施設整備事業)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度)	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	農村部の生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止対策。
	名寄市舗装個別 施設計画※	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 49 年度 (2037 年度)	道路法	路面性状調査の診断結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持費修繕のライフサイクルコスト縮減を目指す。
	名寄市橋梁長寿 命化修繕計画	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 36 年度 (2024 年度)	道路法	従来の事後的な修繕および架替えから予防的な修繕および計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。
名寄市地域公共 交通網形成計画	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 31 年度 (2019 年度) ～ 平成 35 年度 (2023 年度)	地域公共交通の活性 化及び再生に関する 法律	今後の人口減少、超高齢者社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守ることを目的とする。	
基本 目 標 Ⅳ	第2次名寄市農 業・農村振興計 画	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	名寄市農業農村振興 条例・規則	農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応していくため、今後の農業・農村の目指す姿(計画の目標)を定め、それを実現するために必要な施策を策定する。
	第3次名寄市食 育推進計画	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	食育基本法	農業が基幹産業である名寄市の地域性を活かし、地産地消を推進するとともに、「食」に関心を持ち、自ら「食」を選択する力を身に付け、心身ともに健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とする。

資料編

基本 目 標 Ⅳ	名寄市農業振興 地域整備計画	平成 31 年度 (2019 年度)	-	農業振興地域の整備 に関する法律	農業を振興すべき地域の指定と当該地域の 農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的な 利用に寄与する。
	名寄市森林整備 計画	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	森林法	民有林の整備に関する基本方針を定めてい るもので、地域の実情に応じて地域住民等の 理解と協力を得て、林業関係者と一体となっ て関連施策を講ずることにより、造林から皆伐 までの森林施業の基準を示すことを目的とす る。
	森林経営計画	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	森林法	「名寄市森林整備計画」を遵守し、森林所有 者等が森林の経営を行う一体的なまとまりを 持った森林において、効率的な施業や適切 な保護を行うことにより、森林の持つ多様な機 能を十分に発揮させることを目的とする。
	創業支援等事業 計画	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 26 年度 (2014 年度) ～ 平成 35 年度 (2023 年度)	産業競争力強化法	道北地域6市3町、旭川産業創造プラザ、各 地域の商工会議所・商工会、金融機関が連 携し、道北地域の創業希望者に対して、あさ ひかわBizCafe、創業塾、創業セミナー、道 北ビジネスプランコンテスト、インキュベーシ ョン施設などによる支援を実施する。
	基本計画(地域 未来投資促進 法)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 34 年度 (2022 年度)	地域経済牽引事業の 促進による地域の成 長発展の基盤強化に 関する法律	地域特性を生かした事業を推進し、高品質で 多様な品種を生産する農畜産業を基に、関 連産業のさらなる付加価値創出や他産業へ の経済的波及効果を目指すとともに、北海 道の自然豊かな地域・観光資源のブランド化 を図り、交流人口を拡大させ、地域経済の活 性化を目指す。
	名寄市導入促進 基本計画(生産 性向上特別措置 法)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)	生産性向上特別措置 法	市内の中小企業者の先端設備等の導入を促 すことで、道内で設備投資が活発な自治体の 1つとなり、道北地域の中核都市として更に経 済発展することを目的とする。
	名寄市観光振興 計画	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)		魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主 体となった交流人口の拡大に向けた観光振 興を図るため、4つの戦略目標を掲げ、効果 的な事業を推進し地域活性化を図ることを目 的とする。
基本 目 標 Ⅴ	名寄市子ども・子 育て支援事業計 画	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度) ～ 平成 31 年度 (2019 年度)	子ども・子育て支援法	こども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸 ばしながら、健やかな育ちを等しく保障するた め、幼児教育・保育及び地域子育て支援事 業の量の見込み、提供体制の確保など、子 育て支援に関する施策の基本的方向を示 し、住民をはじめ、幼児教育・保育施設、学 校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立 場において、計画的に施策や事業を推進する ことを目的とする。
	名寄市学校教育 推進計画	平成 29 年度 (2017 年度) (毎年度、翌年 度の計画を策 定)	平成 30 年度 (2018 年度)	教育基本法	生きる力を育てる教育、特別支援教育や国 際理解教育、情報教育等の社会の変化に対 応する力を育てる教育の充実に努めるととも に、教職員の資質向上や家庭、地域社会と 連携した特色ある学校づくりを進め、家庭、地 域社会から信頼される学校づくりを推進するこ とを目的とする。

資料編

基本 目 標 Ⅴ	名寄市小中学校 適正配置計画	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 39 年度 (2027 年度)		児童生徒の減少に対応し、良好な教育環境を確保するため、小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の第1期計画を基本としながら、第2期の取り組まれるべき内容について、常に見直しを図り慎重に進めて行く。
	名寄市小中学校 施設整備計画	平成30年度 (2018 年度)	平成 30 年度 (2018 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	小中学校適正配置計画と連動して、昭和 56 年(1981 年)以前に建築された校舎・体育館等の耐震化及び老朽校舎等の整備を行う。
	名寄市立大学の 将来構想(ビジョ ン 2026)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 38 年度 (2026 年度)		名寄市立大学が今後も地域に根差した市立大学として、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学であり続けるため、今後 10 年間の計画的な大学運営の指針を定め、絶えず教育・研究の維持向上を図り、弛まぬ改革・改善に取り組むことを目的とする。
	名寄市社会教育 推進計画	平成 29 年度 (2017 年度) (毎年度、翌年 度の計画を策 定)	平成 30 年度 (2018 年度)	教育基本法	生涯学習社会の実現のために、生涯学習社会の形成や青少年の健全育成などの基本目標・基本方針を定め、各種施策の展開を図り、社会教育を推進していくことを目的とする。
	第3次名寄市子 どもの読書活動 推進計画	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度) ～ 平成 33 年度 (2021 年度)	子どもの読書活動推 進に関する法律	子どもがいつでもどこでも自主的に読書活動が行えるよう、子どもの成長に応じた読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけを図るとともに、読書を通じて生きる力を育むことを目的とする。

資料編

名寄市総合計画審議会等の主な審議経過

開催月日	会議等の名称	内容
平成 30 年(2018 年) 2 月 27 日～3 月 16 日	アンケート調査	▶18 歳以上の市民 2,000 人(無作為抽出)
4 月 1 日 ～6 月 19 日	各種団体総会時の意見聴取	▶各種総会で実施
4 月 26 日	第1回 名寄市総合計画審議会	▶審議会委員の委嘱 ▶正副会長の選出 ▶市長からの諮問 ▶その他
5 月 21 日	第2回 名寄市総合計画審議会	▶人口減少対策 ▶地方創生交付金検証
5 月 28 日	市長と団体との意見懇談会	▶教育・文化・スポーツ・合宿分野
5 月 29 日	市長と団体との意見懇談会	▶経済・建設分野
6 月 1 日	市長と団体との意見懇談会	▶医療・福祉・子育て分野
6 月 4 日	市議会議員協議会	
6 月 5 日	第3回 名寄市総合計画審議会	▶前期計画検証 ▶行政評価
6 月 18 日	市長と団体との意見懇談会	▶農業・林業・移住分野
6 月 19 日	市長と団体との意見懇談会	▶市立大学生
6 月 26 日	第4回 名寄市総合計画審議会	▶重点プロジェクト ▶主要施策成果指標(KPI)
7 月 6 日	第5回 名寄市総合計画審議会	▶中期基本計画
7 月 18 日	第6回 名寄市総合計画審議会	▶中期基本計画骨子 ▶総合戦略改訂
8 月 9 日	第7回 名寄市総合計画審議会	▶中期基本計画答申(案) ▶総合戦略改訂(案)
8 月 29 日	市長への答申	
9 月 3 日	市議会議員協議会	
9 月 18 日 ～10 月 17 日	パブリック・コメント	
10 月 11 日 ～11 月 26 日	まちづくり懇談会 計9会場で開催	
12 月 3 日	市議会への計画案提案	
12 月 17 日	市議会集中審議開始	
12 月 18 日	市議会集中審議終了	
平成 31 年(2019 年) 2 月 7 日	第8回 名寄市総合計画審議会	▶中期基本計画・実施計画 ▶総合戦略改訂(案)

名寄市総合計画(第2次)中期基本計画の策定について諮問・答申

名企企第6号
平成30年4月26日

名寄市総合計画審議会会長 様

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定について（諮問）

本市は、平成29年度から「人づくり」・「暮らしづくり」・「元気づくり」の三つを基本理念とし、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を将来像に掲げた、名寄市総合計画（第2次）基本構想及び前期基本計画を策定し、その実現に向け市民と行政が連携しながらまちづくりを進めてきておりますが、前期計画期間が平成30年度をもって終了します。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした名寄市自治基本条例（平成22年条例第1号）において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定が義務付けられています。

これらのことから、本市が目指すべき基本理念や将来像の実現に向けて、市民と行政が連携した取組の行動指針となる名寄市総合計画（第2次）中期基本計画の策定にあたり、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成30年8月29日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市総合計画審議会
会長 定木 孝 憲

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画について（答申）

平成30年4月26日付け名企企第6号により諮問を受けた名寄市総合計画（第2次）中期基本計画について、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号）第2条の規定により、別紙のとおり答申します。

記

別紙

- 1 答申書
- 2 名寄市総合計画（第2次）中期基本計画

答 申

本審議会では、平成30年4月26日に「名寄市総合計画（第2次）（以下「総合計画」という。）中期基本計画」について、名寄市長から諮問を受け、審議を行ってきました。

審議の経過につきましては、将来人口推計やRE S A Sデータから見た名寄市の現状、アンケート調査の結果、各種関係団体との意見交換で出された意見などをもとに、それぞれ専門的な見地や市民としての観点から活発に審議を進め、当日参加できない委員からもご意見をいただくなど計7回の会議を重ねてきました。

審議にあたっては、総合計画が平成29年度から38年度までの10カ年の計画であり、諮問を受けた中期基本計画については、前期2カ年の計画を踏襲しつつ、人口減少・少子高齢化や情勢等の変化に伴う諸課題、新たなニーズへの対応を基本とし、「市民と行政との連携・協力によるまちづくり」、「保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり」、「安全安心で暮らしやすい居住環境づくり」、「地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり」、「個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり」の五つの視点で審議を進め、全ての主要施策と、施策間連携により推進する

重点プロジェクトに成果指標（K P I）を定め、目指す姿を明らかにするとともに、数値目標の検証による進捗管理を行うことが可能となる実効性のある計画づくりを目指し、別紙のとおり「名寄市総合計画（第2次）中期基本計画（案）」をまとめましたので答申いたします。

なお、厳しい財政状況の下にあって、複雑・多様化する市民ニーズや公共施設・土地利用のあり方、地方創生の推進などに対応するためには、官民連携、政策間・地域間連携を強化するとともに、地域コミュニティの醸成により地域の自主性及び自立性を高めていくことが必要です。

このことから、今後の市政運営においては、地域の特色を活かしたコンパクトシティ化を進めるとともに、まちに誇りや愛着を持ち、住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、市民と行政との協働はもちろん、近隣・交流自治体や民間団体を含めて連携を図り、庁内の総合的・横断的な取組を望みます。

また、名寄市総合計画（第2次）基本構想に掲げる「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の基本理念のもと、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市（まち）・名寄」の実現へ向け、本答申の着実な実行による総合的・計画的なまちづくりの推進を望みます。

以上

資料編

名寄市総合計画審議会委員名簿

任期:平成30年(2018年)4月26日～平成32年(2020年)3月31日

氏名	所属団体	まち・ひと・しごと創生総合戦略による産業分類	備考
東 則良	連合北海道名寄地区連合会	労働団体	
伊藤美和子	株式会社エフエムなよろ	メディア関係	
今井 利憲	北星信用金庫	金融機関	
扇谷 茂幸	名寄商工会議所	産業関係	
扇谷みづき	公募		
岡川 進	風連商工会	産業関係	
栗原 智博	名寄市表彰審議会		
今野 聖士	名寄市立大学	学識経験者	
齋藤さおり	名寄市消費生活センター		
定木 孝憲	名寄商工会議所青年部	産業関係	会長
佐藤みゆき	名寄市立大学	学識経験者	
佐藤 由香	道北なよろ農業協同組合(女性部・智恵文支部)	産業関係	
白井 慶子	名寄市幼児教育・保育連絡協議会		
関 朋昭	名寄市立大学	学識経験者	
高谷恵美子	名寄市固定資産評価審査委員会		
田中 英彰	上川北部森林組合	産業関係	副会長
千葉 未久	公募		
寺尾 導子	名寄市男女共同参画推進委員会		
寺島 香	名寄市都市計画審議会		
中舘 孝彰	名寄住宅マスタープラン [※] (第2次)策定委員会		
中村 雅光	名寄市町内会連合会		
畑中 寛是	公募		
林 雅裕	名寄市小中学校長会		
深井 康邦	名寄市国民健康保険運営協議会		
村上 清	道北なよろ農業協同組合	産業関係	
森 興市	上川北部聴覚障害者協会名寄支部		
山本 達朗	名寄市立大学	学識経験者	
結城 佳子	名寄市立大学	学識経験者	副会長
吉田 直純	名寄青年会議所(名寄JC)	産業関係	
若槻 五郎	名寄市文化協会		

(敬称略)

アンケートなどによる市民要望

I 調査の概要

(1)調査目的

市民満足度の把握とまちづくりへの意見を求め、名寄市総合計画(第2次)中期基本計画・実施計画の策定の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2)調査時期

平成 30 年(2018 年)2月 27 日～平成 30 年(2018 年)3月 16 日

(3)調査方法

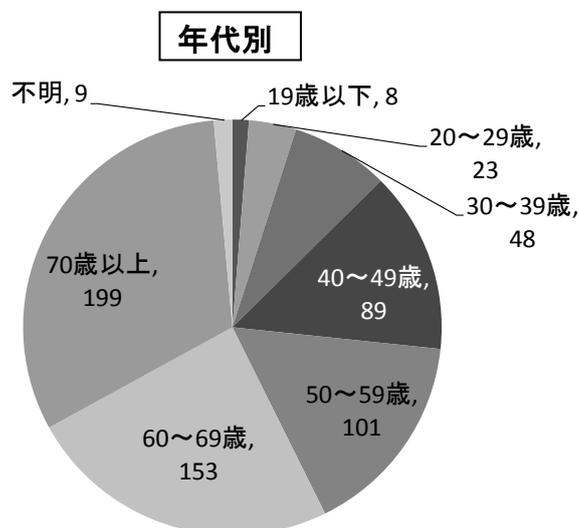
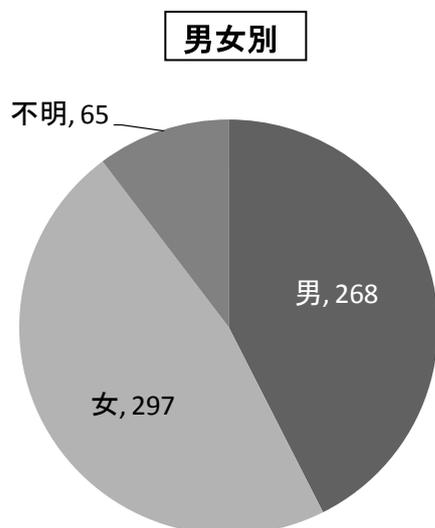
平成 30 年(2018 年)2月1日現在で住民基本台帳に登録されている 18 歳以上の市民の中から、2,000 人を無作為で抽出してアンケート用紙を配布し、返信用封筒により回収を行いました。

(4)回答数

回答数 630 件(回収率 31.05%)

【年齢階層別】

回答年齢階層	18・19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	不明	計
回答者数(人)	8 (1.3%)	23 (3.7%)	48 (7.6%)	89 (14.1%)	101 (16.0%)	153 (24.3%)	199 (31.6%)	9 (1.4%)	630



資料編

II 集計結果

(1)調査項目

自然環境や生活基盤、福祉、教育など各分野にわたる 24 項目と「総合的な市の現状」、計 25 項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「どちらともいえない」、「やや不満」、「不満」の5段階評価としました。

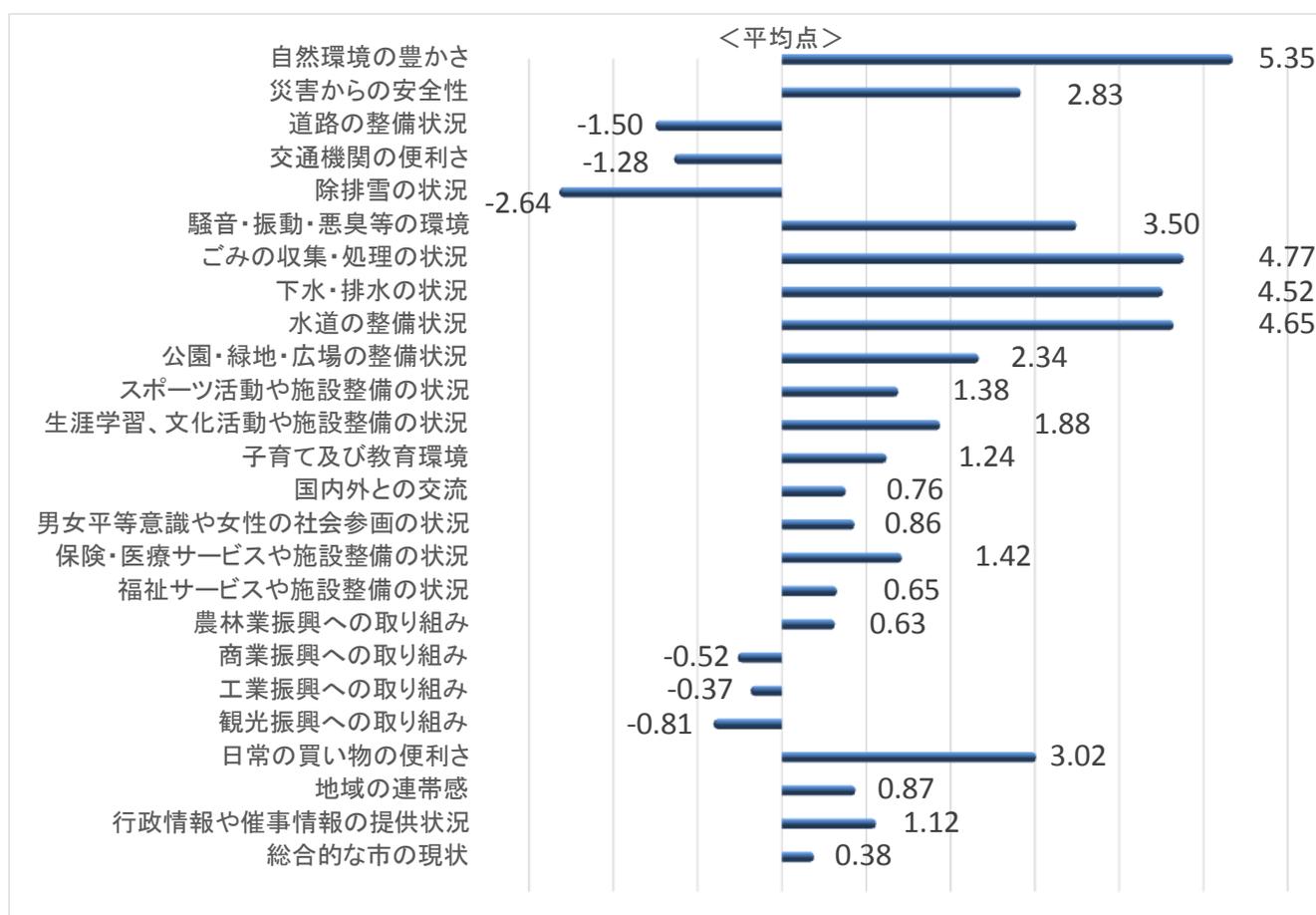
(2)集計方法

満足 10 点、やや満足 5 点、どちらともいえない 0 点、やや不満 -5 点、不満 -10 点とし、項目毎に加重平均値による数量化で評価点を算出しました。

これにより評価点は 10 点を最高点、-10 点を最低点とし、プラスの数値は満足の傾向を、マイナスの数値は不満の傾向を示しています。

(3)集計結果

ア 市民満足度



25 項目中、「自然環境の豊かさ」(5.35 点)の評価が最も高く、次いで「ごみの収集・処理の状況」(4.77 点)、「水道の整備状況」(4.65 点)、「下水・排水の状況」(4.52 点)と続き、以下、「騒音・振動・悪臭等の環境」(3.50 点)、「日常の買い物の便利さ」(3.02 点)となっています。

一方、満足度が低い項目は、「除排雪の状況」(-2.64 点)、「道路の整備状況」(-1.50 点)、「交通機関の便利さ」(-1.28 点)、「観光振興への取り組み」(-0.81 点)、「商業振興への取り組み」(-0.52 点)、「工業振興への取り組み」(-0.37 点)となっています。

個別分野として設定した 24 項目のうち、プラス評価となっているものが 18 項目であるのに対し、マイナス評価の項目は 6 項目となっており、総合計画(第2次)策定時の平成 27 年(2015 年)10 月~11 月に同じ項目で行ったアンケート調査と概ね同様の傾向が見られます。

また、「総合的な市の現状」については、0.38 点でありプラス評価となりました。

イ 市民の「思い」調査

18 項目のうち、「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数が、「あまり思わない」と「思わない」の合計数を上回った項目は「今住んでいる地域に愛着を感じる」など8項目でした。

一方で、「観光」や「中心市街地活性化」に関するものなど 10 項目については、「あまり思わない」と「思わない」の合計数が「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計数を上回る結果となりました。

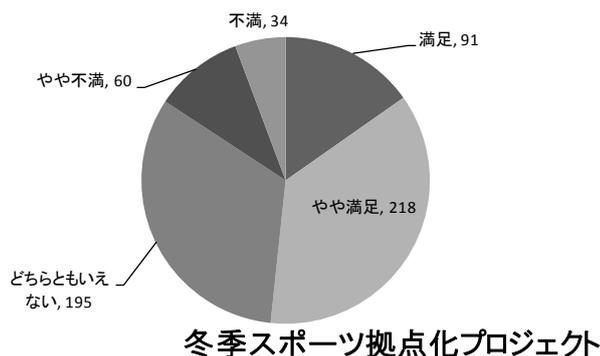
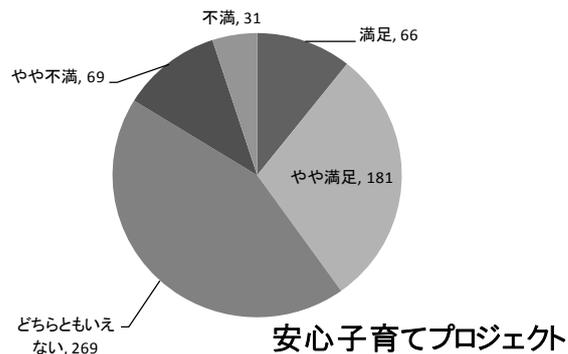
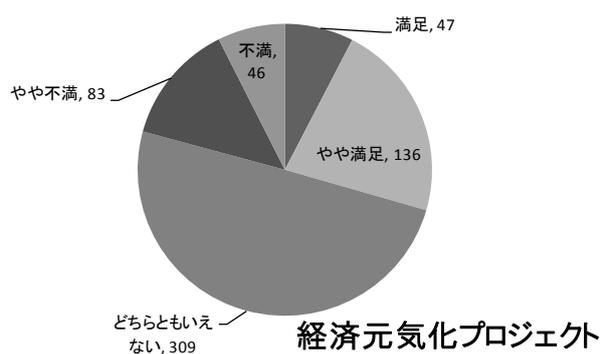
項目	そう思う	まあまあ そう思う	あまり思 わない	思わない	計
1. 今住んでいる地域に愛着を感じる	230 (37.8%)	260 (42.7%)	96 (15.8%)	23 (3.8%)	609
2. 次代を担う世代が住みたいと思う環境が整備されている	17 (2.8%)	159 (26.2%)	333 (55.0%)	97 (16.0%)	606
3. 地域がお互いに支え合う関係が築かれている	31 (5.1%)	246 (40.7%)	263 (43.5%)	64 (10.6%)	604
4. 市が市政情報を市民に分かりやすく発信している	43 (7.1%)	281 (46.7%)	212 (35.2%)	66 (11.0%)	602
5. 市の行政サービスに満足している	42 (6.9%)	260 (43.0%)	229 (37.9%)	74 (12.2%)	605
6. 保健、医療の充実が図られている	82 (13.5%)	324 (53.2%)	144 (23.6%)	59 (9.7%)	609
7. 子どもが健やかに育つ環境が整備されている	43 (7.1%)	315 (52.1%)	202 (33.4%)	45 (7.4%)	605
8. 高齢者や障がい者が安心感や生きがいを持って暮らせる環境が整備されている	40 (6.6%)	187 (30.8%)	301 (49.5%)	80 (13.2%)	608
9. いざというときも安全で安心して暮らせるまちになっている	43 (7.1%)	252 (41.8%)	240 (39.8%)	68 (11.3%)	603
10. 快適で魅力ある住みやすいまちになっている	37 (6.1%)	228 (37.6%)	269 (44.3%)	73 (12.0%)	607
11. 街路灯の整備など、住民による防犯活動が行われ、安心して暮らせる	62 (10.3%)	294 (48.7%)	188 (31.1%)	60 (9.9%)	604
12. 魅力ある地場産品が生産・販売されるなど、地場産業に活気がある	32 (5.3%)	226 (37.4%)	279 (46.1%)	68 (11.2%)	605

資料編

項目	そう思う	まあまあ そう思う	あまり思 わない	思わない	計
13. 観光資源に魅力があり、道内外や国外から多くの観光客が訪れている	8 (1.3%)	77 (12.7%)	352 (58.2%)	168 (27.8%)	605
14. 中心市街地の活性化が図られ、魅力と賑わいのまちとなっている	8 (1.3%)	69 (11.4%)	300 (49.7%)	227 (37.6%)	604
15. ごみの減量化やリサイクルが推進され、環境にやさしい生活ができる	63 (10.4%)	337 (55.6%)	177 (29.2%)	29 (4.8%)	606
16. 道路や交通網が整備され、公共交通機関や自家用車、自転車などで快適空間が保たれている	35 (5.8%)	233 (38.6%)	239 (39.6%)	96 (15.9%)	603
17. 小学校・中学校・高校・大学など魅力ある学びの環境が整備されている	91 (15.1%)	336 (55.7%)	145 (24.0%)	31 (5.1%)	603
18. 生涯学習環境の整備や芸術文化・スポーツの振興が図られている	53 (8.8%)	296 (48.9%)	217 (35.9%)	39 (6.4%)	605

ウ 重点プロジェクト

名寄市総合計画(第2次)前期基本計画より選定している重点プロジェクトについて「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の5段階で調査を行いました。総合計画(第2次)から新たに設定したプロジェクトのため、全体的に「どちらともいえない」が多くなっていますが、特に冬季スポーツ拠点化プロジェクトについては「満足」と「やや満足」を合わせた数が半数を超えており、満足度が高いという結果となりました。



名寄市総合計画審議会条例

平成 29 年 12 月 20 日
条例第 33 号

(設置)

第 1 条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。
(1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
(2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
(3) その他市長が必要と認める事項
2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第 1 号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 市内関係団体の代表者
(3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。
2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。
(1) 名寄市総合計画策定審議会条例（平成 18 年名寄市条例第 225 号）
(2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例（平成 19 年名寄市条例第 28 号）

名寄市総合計画審議会条例施行規則

平成 30 年 3 月 19 日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例（平成 29 年名寄市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第 2 条 条例第 7 条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。
2 専門部会に部会長及び副部会長 2 人を置き、部会員の互選によりこれを定める。
3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。
5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。
6 専門部会の会議は、部会長が招集する。
7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第 3 条 審議会に事務局を置く。
2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第 4 条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務部総合政策室において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 15 日規則第 34 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。